

《 御遺族の方へ 》

亡くなられたときに必要なおまな手続は次のとおりです。

■ 年金の手続について

項目	手続のしかた・手続が必要な方	手続に必要なもの	窓口	内線
年金	(加入されていた方) 死亡一時金、寡婦年金、遺族基礎年金の裁定請求が必要となる場合があります。	・年金手帳 ・その他請求に応じて必要となる書類 詳しくは窓口へお問い合わせください。	別館1階 14番	292
	(受給されていた方)※ 年金受給権者死亡届の提出又は未支給年金の請求が必要となる場合があります。 小樽年金事務所（富岡1丁目9番6号 ☎65-5002）へお問い合わせください。			293
	厚生年金 (加入されていた方・受給されていた方) 小樽年金事務所（富岡1丁目9番6号 ☎65-5002）へお問い合わせください。			
共済年金 (加入されていた方・受給されていた方) 各共済組合へお問い合わせください。				

※障害基礎、遺族基礎、寡婦年金のみ受給されていた方の手続きは、別館1階窓口14番です。

■ 健康保険、後期高齢者医療、介護保険等の手続について

項目	必要な手続	手続のしかた・手続が必要な方	手続に必要なもの	窓口	内線
国民健康保険	喪失手続	資格喪失届（窓口に配備）の提出、保険証の返還が必要となります。	・保険証	別館1階 15番	289
	葬祭費申請	国民健康保険の被保険者が死亡されて、葬儀を行った場合、喪主の方が手続をしてください	・保険証 ・喪主の振込先通帳 ・印鑑		290 291
後期高齢者医療	高額療養費等申請	後期高齢者医療の被保険者が死亡された場合は相続人による高額療養費等の申請が必要となる場合があります。	・保険証 ・印鑑 ・相続人の振込先通帳	別館1階 19番	312
	葬祭費申請	後期高齢者医療の被保険者が死亡されて、葬儀を行った場合、喪主又は施主が手続をしてください。	・保険証 ・会葬礼状又は葬儀会社等の領収書 ・喪主又は施主の振込先通帳		
介護保険	喪失手続	65歳以上の方又は40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けていた方が死亡された場合、介護保険被保険者証を返還してください。	・保険証	別館1階 10番	454

※社会保険、健康保険組合、共済組合に加入されていた方

- ・事業所を管轄する全国健康保険協会（協会けんぽ）、各健康保険組合、各共済組合へ直接お問い合わせください。

■ 市営墓地への納骨について

市営墓地（中央、長橋、奥沢、高島、桜、朝里、張碓、張碓中央、銭函、銭函第二、桃内、忍路、蘭島、塩谷）へ納骨するときは、埋蔵の届出が必要です。

- ・戸籍住民課（別館1階 窓口11番）内線281・282

■ 住民登録、印鑑登録、住民基本台帳カードについて

死亡届により住民登録及び印鑑登録は抹消されます。住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、下記の窓口へお返しください。

- ・戸籍住民課窓口係（市役所別館1階 窓口13番）内線283・284
- ・駅前サービスセンター（稲穂2丁目22番10号 駅前第一ビル1階）☎22-7535
- ・銭函サービスセンター（見晴町3番26号）☎62-2017
- ・塩谷サービスセンター（塩谷1丁目18番7号）☎26-1500

小樽市役所
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
代表電話 0134-32-4111